

鯖江クリーンセンター「新ごみ焼却施設整備」 にかかると都市計画施設区域変更についての説明会



鯖江クリーンセンター「新ごみ焼却施設整備」
にかかる都市計画施設区域変更についての説明会

資料目次

1. 新ごみ焼却施設整備について … P 3
2. 都市計画（区域変更）について … P 8
3. 都市計画（区域変更）の概要 … P12
4. 生活環境影響調査結果について … P17

1. 新ごみ焼却施設整備について 1/5

(1) 新しくごみ焼却施設を整備する理由について

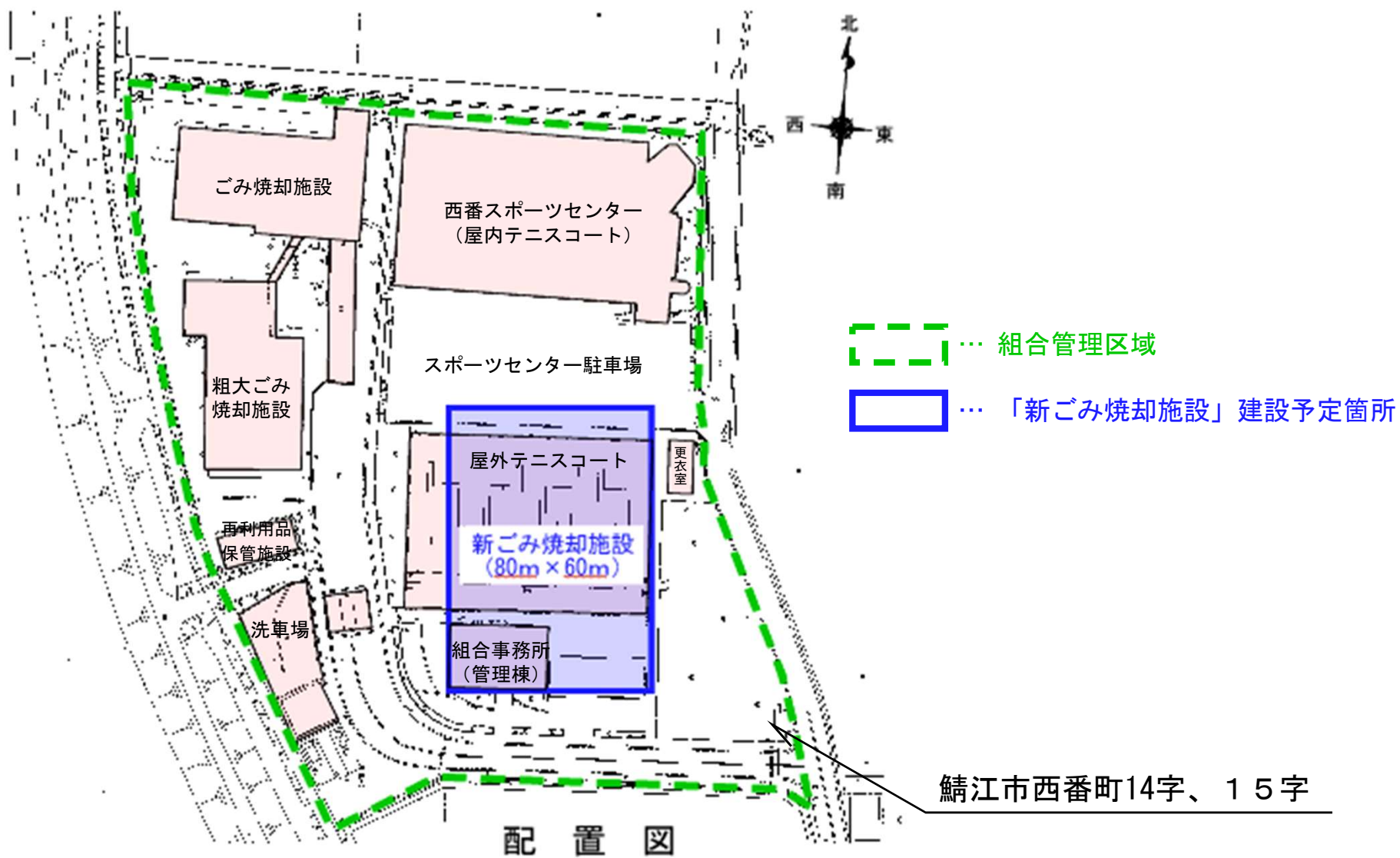
現在、鯖江広域衛生施設組合が運営・管理を行っている鯖江市西番町のごみ焼却施設は、昭和61年4月から稼働を開始しています。

鯖江市、越前町、福江市の一部で発生した一般廃棄物の受入を行ってきておりますが、稼働開始後35年以上が経過しており、経年的な老朽化が進行している状況であることから、建替えの準備を行っているところです。

新しいごみ焼却場は、現在の施設を稼働させながら、敷地内に建設する予定です。

1. 新ごみ焼却施設整備について 2/5

(2) 鯖江クリーンセンター配置図



1. 新ごみ焼却施設整備について 3/5

(3) 新ごみ焼却施設整備工程表（平成30年度～令和8年度）

【項目】		【年度】		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
新ごみ焼却施設等整備事業	① 新ごみ焼却施設等整備 基本構想策定 (R1.9)	基本構想策定 (R1.9)		←→								
	② 新ごみ焼却施設等整備 基本計画策定 (R3.3)	基本計画策定 (R3.3)			←→							
	③ 生活環境影響調査 (現地調査・影響分析、調査結果書縦覧)	現地調査【4季】 (R2.12~R3.11)		←→		←→						
	④ 新ごみ焼却施設等整備 事業者選定	要求水準書策定 (業者選定)		←→								
	⑤ 都市計画施設区域変更手続き	都市計画変更手続き		←→								
	⑥ 工事用地造成工事 (既存管理棟、屋外テニスコート解体)	管理棟・屋外テニスコート解体、整地		←→								
	⑦ 新ごみ焼却施設等 建設工事	詳細設計		←→		←→		←→		←→		
	⑧ 現ごみ焼却等 解体・撤去	既存施設解体		←→								

令和8年4月
新施設稼働開始予定

1. 新ごみ焼却施設整備について 4/5

(4) 新ごみ焼却施設の概要

- ① 施設規模：98t/日（年間300日稼働）、年間29,400t
 - ・焼却ごみ量：26,400t（鯖江市・越前町）
 - ・下水汚泥量：3,000t（鯖江市・越前町・池田町）
- ② 処理方式：流動床式焼却炉（炉内の砂を空気で流動させ、ごみを瞬間焼却する処理方式【現施設で採用】）
 - 特徴・下水汚泥処理に適している
 - ・縦型のため他の方式と比較し狭小敷地に適している
- ③ 余熱利用：発電（場内利用、売電）
- ④ 環境保全目標（排ガス基準値）

項目	単位	新ごみ焼却施設	法、県条例 規制値	既存施設	参考
					南越
①ばいじん	g/m ³ N	0.008	0.08	0.01	0.008
②いおう酸化物	ppm	40	K値=10.0	3.5m ³ N	40
③塩化水素	ppm	40	430	約390	40
④窒素酸化物	ppm	80	250	200	80
⑤ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.08	1	1	0.08
⑥水銀	μg/m ³ N	30	30	50	30
⑦カドミウム及びその化合物	mg/m ³ N	1.0	1.0	-	1.0
⑧塩素	mg/m ³ N	30	30	-	30
⑨弗素、弗化水素及び弗化珪素	mg/m ³ N	10	10	-	10
⑩鉛及びその化合物	mg/m ³ N	10	10	-	10

1. 新ごみ焼却施設整備について 5/5

(5) 施設整備方針

本組合では、「新ごみ焼却施設」を整備するにあたり、以下に示す5項目の施設整備基本方針を設定し、適切な施設整備を目指しております。

①安全・安定な施設

ごみ質やごみ量の変動に柔軟に対応（処理）することができ、また、施設の事故防止対策及び事故発生時の対策を図り、適切な維持管理・安全管理のもと、安定稼働（処理）を行うことができる施設とする。

②周辺環境に配慮した施設

ダイオキシン類をはじめとした有害物質の発生防止及び排出抑制を実施し、周辺環境に与える影響（負荷）を低減するとともに、敷地周辺の緑化等を行うなど、周辺環境との調和を図った施設とする。
また、環境教育が行える施設とする。

③経済的・効率的な施設

設備の合理化、省力化、省エネ化及び長寿命化を図り、建設費及び運営・維持管理費を抑制することができる施設とする。

④エネルギーを有効利用する施設

焼却等の処理により発生した余熱を利用して発電等を行い、施設内で有効利用するほか、余剰電力については売電等を行い、エネルギーを回収し循環利用する施設とする。

⑤災害に強い施設

耐震性及び防災機能（備蓄倉庫等）を確保し災害が発生した際、可燃性の災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することができる施設とする。また、災害発生時には、周辺自治体との相互協力に対応できる施設を目指す。

2. 都市計画（区域変更）について 1/4

（1）都市計画決定（区域変更）をする必要性について

現在のごみ焼却場、及び、新しいごみ焼却場の建設予定地である鯖江市西番町は、都市計画法に基づき、「丹南都市計画区域」として指定されています。

市街地（用途地域） 《面積：1,539ha、人口：39,570人》	都市計画区域 《面積：7,541ha、人口：68,357人》	都市計画区域外 《面積：934ha、人口：310人》
--------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------



2. 都市計画（区域変更）について 2/4

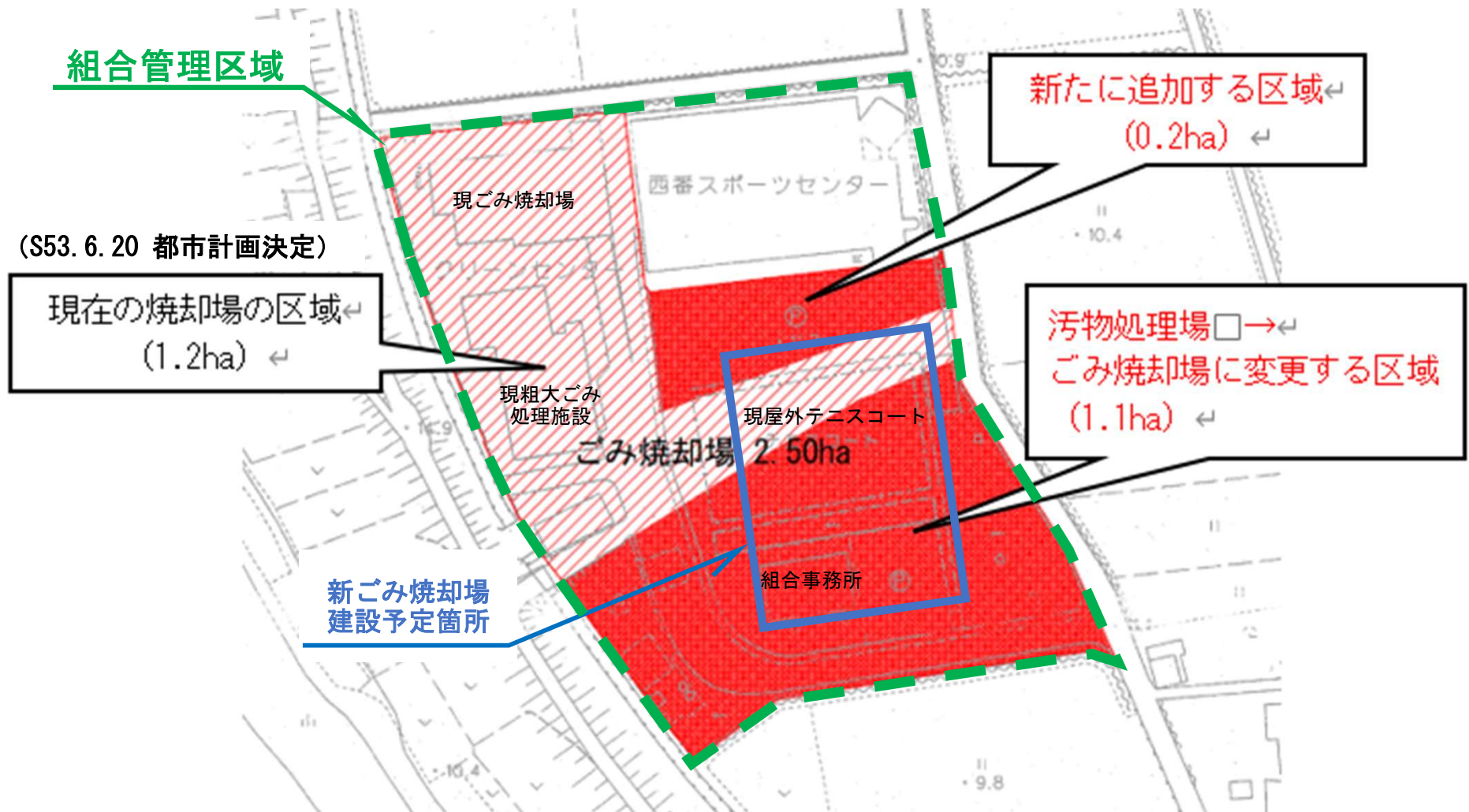
建築基準法第51条の規定により「都市計画区域内」で、ごみ焼却場を新築、又は増築する場合、その敷地の位置が、都市計画決定していなければならないとされています。

現在、稼働中のごみ焼却場の敷地は、昭和53年6月20日に都市計画決定されています。

今回、組合の管理している敷地内に、現在の施設を稼働しながら新しい施設を隣に建設することから、すでに都市計画決定されている「ごみ焼却場の敷地」の区域拡大を行い、新しいごみ焼却場を含めた敷地を都市計画決定する計画とします。

2. 都市計画（区域変更）について 3/4

都市計画（区域変更）計画図



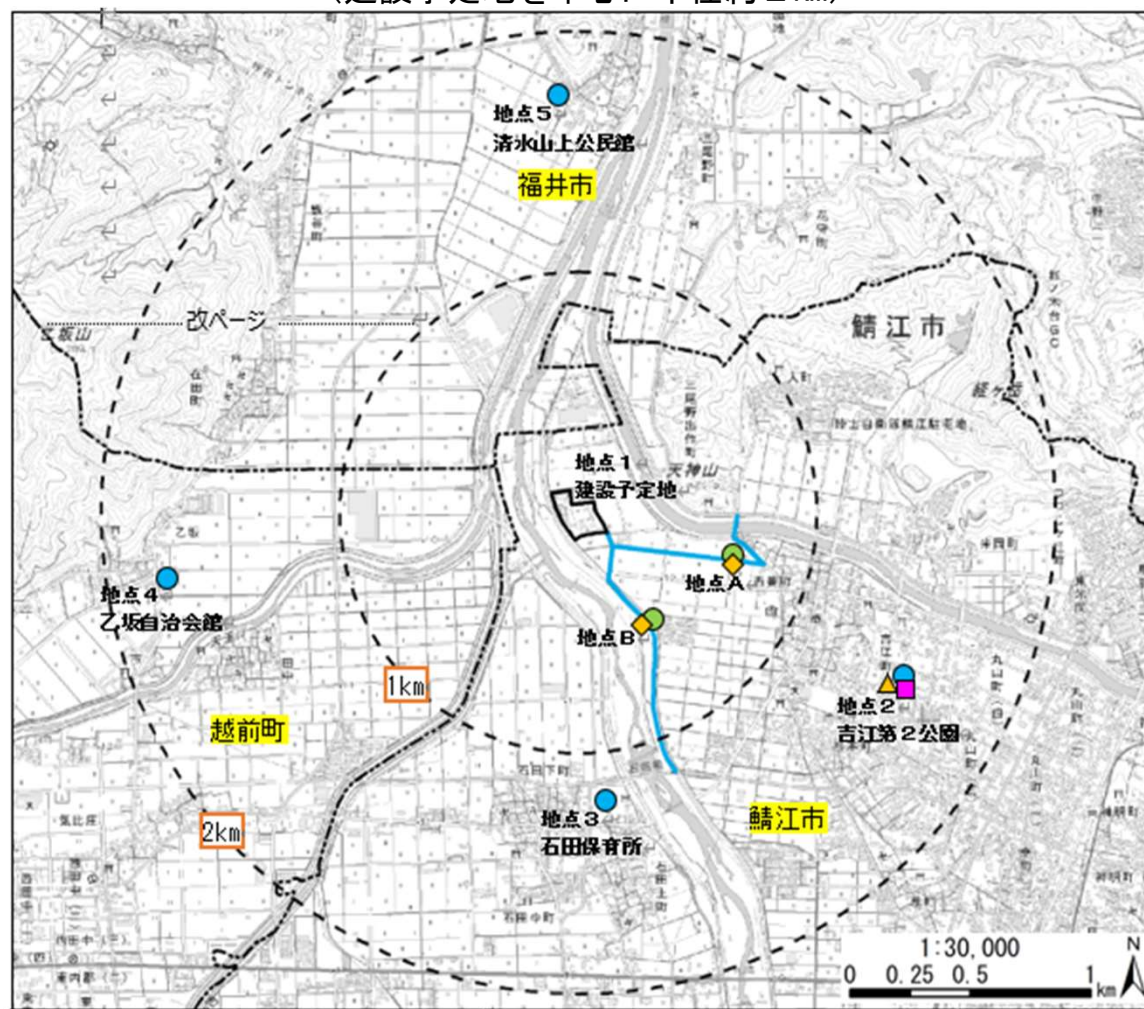
2. 都市計画（区域変更）について 4/4

（2）都市計画（区域変更）に係る住民説明会を実施する理由について

都市計画法第16条で、「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、住民の意見を反映させるため、必要な措置を講じるものとする。」とされています。

今回、都市計画法に基づき、ごみ焼却場の煙突から出る排出ガス等による「生活環境影響調査」の対象地域である住民の方を対象に、都市計画施設であるごみ焼却場の区域変更について、説明会をさせていただくものです。

「生活環境影響調査」の対象地域
(建設予定地を中心に半径約2km)



3. 都市計画（区域変更）の概要 1/5

(1) 今回変更する都市計画の概要

今回変更するのは、現在都市計画決定されている、

- ①「丹南都市計画ごみ焼却場
第1号鯖江ごみ焼却場」敷地の
区域拡大

および、

- ②「丹南都市計画汚物処理場
第1号鯖江衛生処理場」の廃止
の2つです。

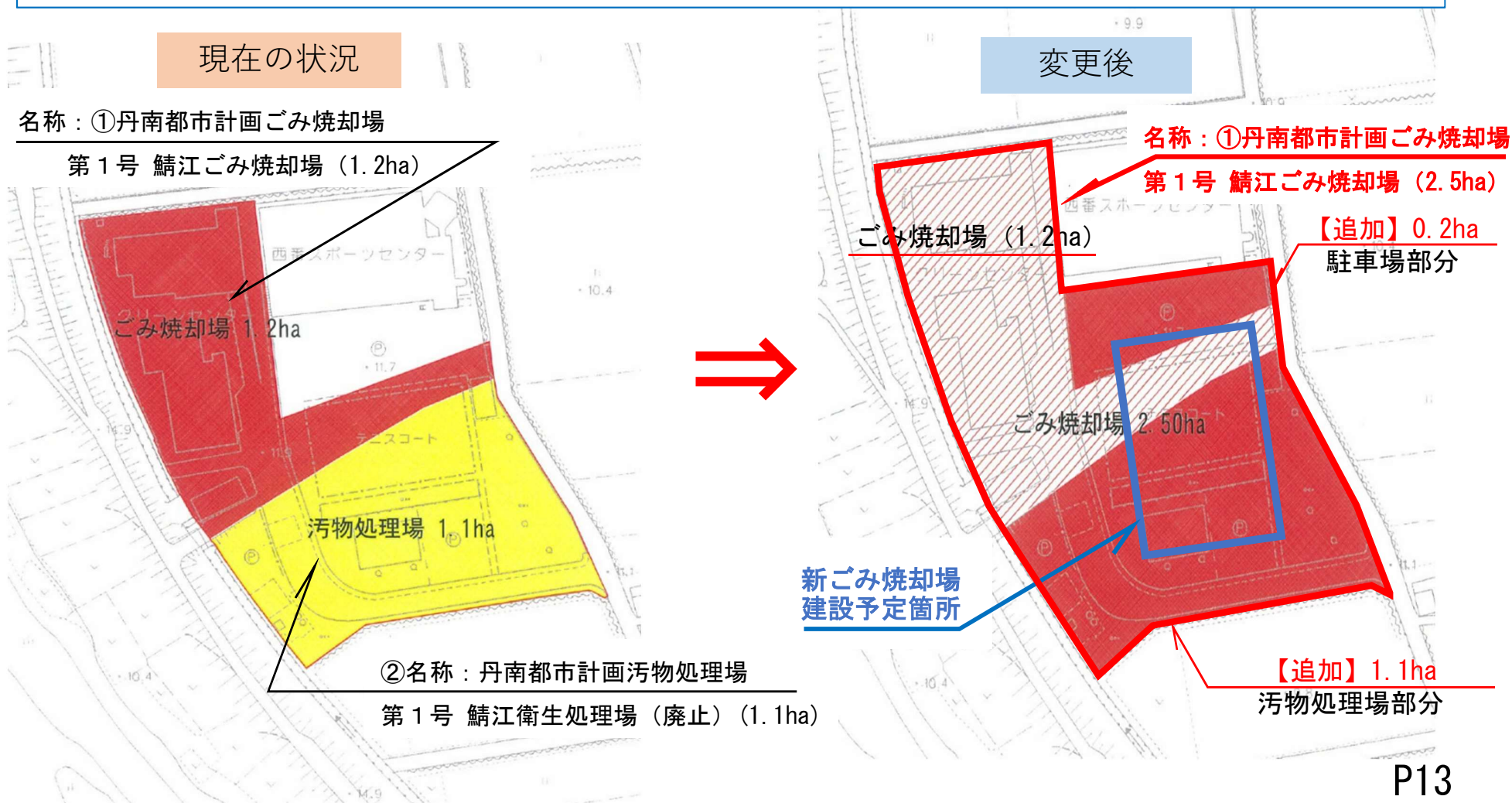
都市計画として決める項目は、
名称、位置、面積、処理能力・処
理方法 などです。

建設予定地の位置



3. 都市計画（区域変更）の概要 2/5

新たに「ごみ焼却場敷地」として都市計画決定する範囲は、現在のごみ焼却場敷地 1.2ha、廃止する汚物処理場敷地 1.1ha、現在のスポーツセンター駐車場敷地 0.2haの合計面積 2.5haの区域です。



3. 都市計画（区域変更）の概要 3/5

(2) 都市計画の計画書

右側に示したものが、県に提出する計画書（案）です。名称、位置、面積及び備考から成っています。

①（ごみ焼却場の変更）計画書

名称は、「第1号 鯖江ごみ焼却場」、位置は、「鯖江市西番町第14字、15字地内」です。

施設区域面積は「2.5ha」、焼却能力は「98 t / 日」、処理方式は、流動床式焼却炉です。

②（汚物処理場の変更）計画書

廃止する汚物処理場は、平成5年3月でし尿などの処理を終了しております。施設はすでに撤去されております。汚物処理場の都市計画名称は「第1号 鯖江衛生処理場」で、面積は約1.1haです。

①（ごみ焼却場の変更）計画書

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

名 称		位 置	面積	備考
番号	ごみ焼却場名			
1	鯖江ごみ焼却場	鯖江市西番町第14字、15字地内	2.50ha	焼却能力 98t/日 (49t/24時間×2炉) 流動床式焼却炉 下水汚泥混焼

区域は計画図のとおり

②（汚物処理場の変更）計画書

都市計画汚物処理場を次のように変更（廃止）する。

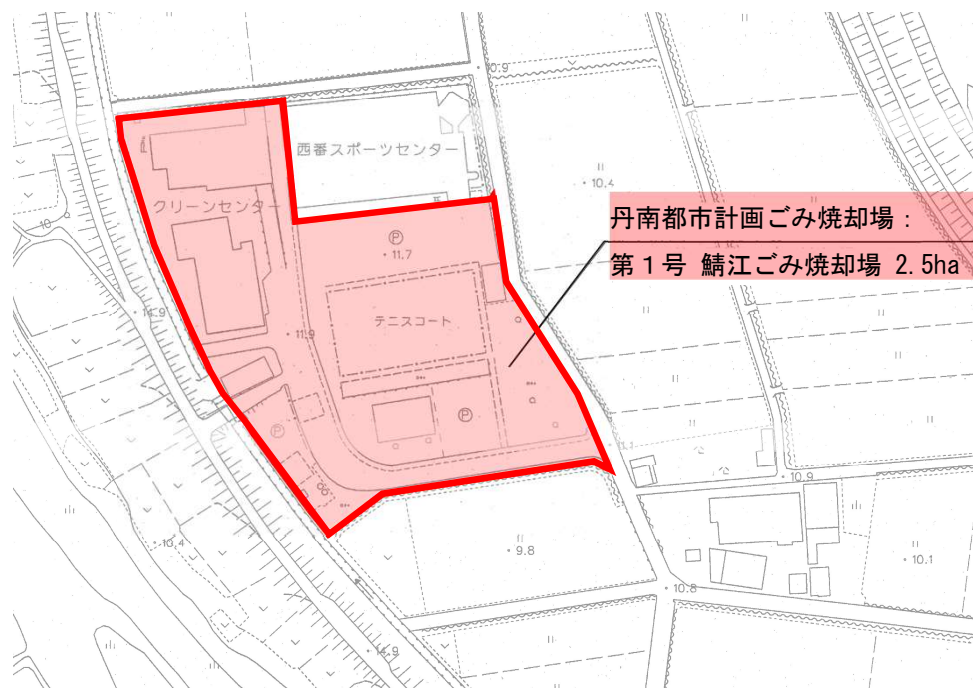
第1号鯖江衛生処理場を廃止する

区域は計画図のとおり

3. 都市計画（区域変更）の概要 4/5

都市計画の計画書（計画区域図）

①計画図（ごみ焼却場の変更）



②計画図（汚物処理場の廃止）



※①は変更後のごみ焼却場の区域、②は廃止する汚物処理場の区域です。

3. 都市計画（区域変更）の概要 5/5

（3）今後の都市計画の変更手続について

令和4年5月上旬 県に対し都市計画（案）に係る事前協議
（広域調整）

令和4年6月上旬 都市計画（案）の公告・縦覧

令和4年7月上旬 鯖江市 都市計画審議会に付議
県に対し都市計画に係る協議

令和4年8月上旬 **都市計画決定告示・縦覧**

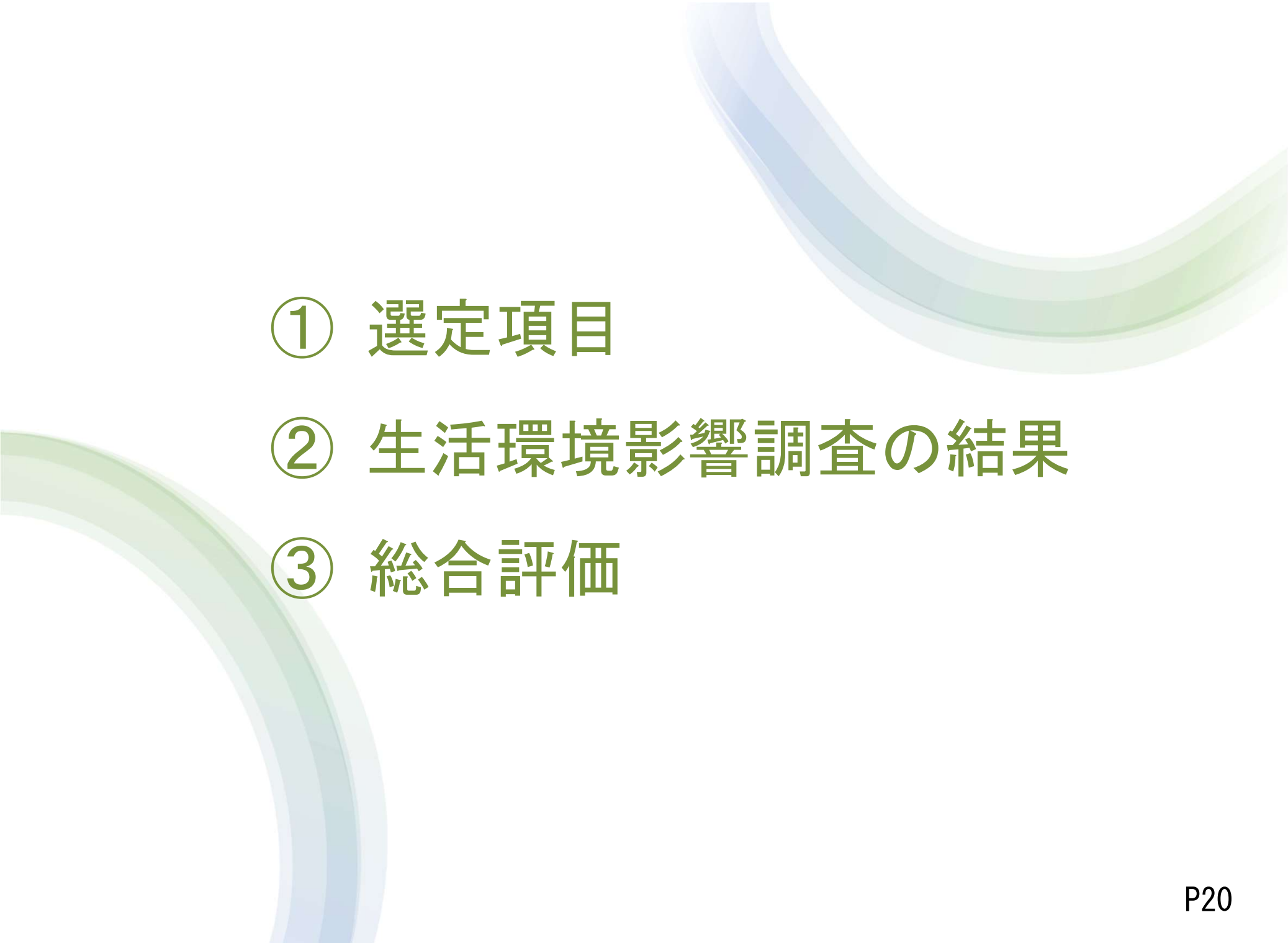
4. 生活環境影響調査結果について

生活環境影響調査を行う理由

「廃棄物及び清掃に関する法律」で、廃棄物処理施設が生活環境の保全に十分配慮されたものとなるように、廃棄物処理施設の設置(変更)届出には生活環境影響調査書の添付が規定されています。

生活環境影響調査とは

建設予定地やその周辺の生活環境の現況を把握し、新ごみ焼却施設等を設置した後の環境への影響を予測することにより、必要な公害防止対策を検討するものです。

- 
- ① 選定項目
 - ② 生活環境影響調査の結果
 - ③ 総合評価

選定項目

調査・ 予測事項	生活環境影響要因			
	煙突排ガスの 排出	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
大気質	○			○
騒音		○		○
振動		○		○
悪臭	○		○	

○：選定した項目

予測・影響の分析の方法について

予測の基本的な手法



A) 計算やシミュレーションなどによる方法

B) 調査結果・事業計画・類似事例などに基づいた方法

影響の分析方法

回避・低減

新ごみ焼却施設等が、生活環境に与える影響は低減されているか。

基準・目標との整合

法令などで定められた基準値をクリアしているか。



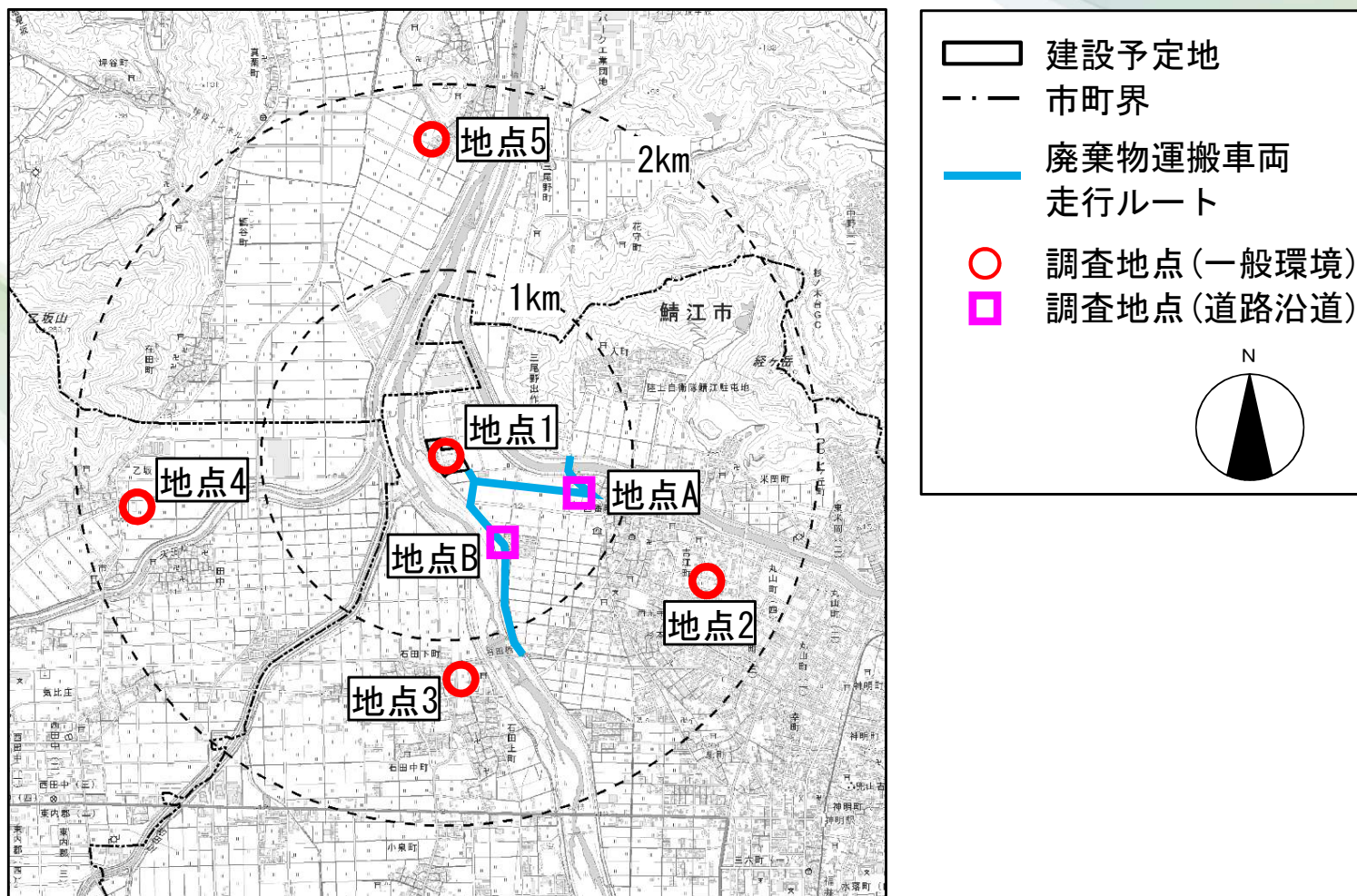
② 生活環境影響調査の結果

大気質 調査結果

調査結果

すべての大気質汚染物質※において、すべての地点で環境基準等を下回っていました。

※二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀



大気質 予測結果

煙突排ガスの排出による影響

予測結果

すべての大気質汚染物質において、環境保全目標値以下となりました。

年平均値（最大着地濃度）

項目	将来濃度 (年平均値) ※1	日平均値の 年間98%値又は 2%除外値 ※2	環境保全目標値
二酸化硫黄 (ppm)	0.00009	0.001	日平均値が0.04以下
二酸化窒素 (ppm)	0.00304	0.010	日平均値が0.04 ~ 0.06 のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01502	0.036	日平均値が0.10以下
水銀 (μg/m ³)	0.00197		年平均値が0.04以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.00738		年平均値が0.6以下

※1 将来濃度：排出ガス寄与濃度+バックグラウンド濃度

※2 日平均値の年間98%値：年間値における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当する値。

日平均値の2%除外値：1日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外したうち、最も大きい測定値。

1時間値（最大着地濃度）

項目	将来最大濃度（1時間値）※	環境保全目標値
二酸化硫黄 (ppm)	0.0077	0.1以下
二酸化窒素 (ppm)	0.0186	0.1~0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0143	0.20以下
塩化水素 (ppm)	0.0097	0.02以下

※将来最大濃度：排出ガス寄与濃度+バックグラウンド濃度

大気質 予測結果

廃棄物運搬車両の走行による影響

予測結果

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、全地点で環境保全目標値以下となりました。

予測地点	二酸化窒素 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		
	将来濃度 (年平均値) ※1	日平均値の 年間98%値 ※2	環境保全 目標値	将来濃度 (年平均値) ※1	日平均値の 2%除外値 ※2	環境保全 目標値
地点A	0.003032	0.013	0.06 以下	0.0140013	0.037	0.10 以下
地点B	0.002124	0.011	0.06 以下	0.0130036	0.035	0.10 以下

※1 将来濃度: 排出ガス寄与濃度+バックグラウンド濃度

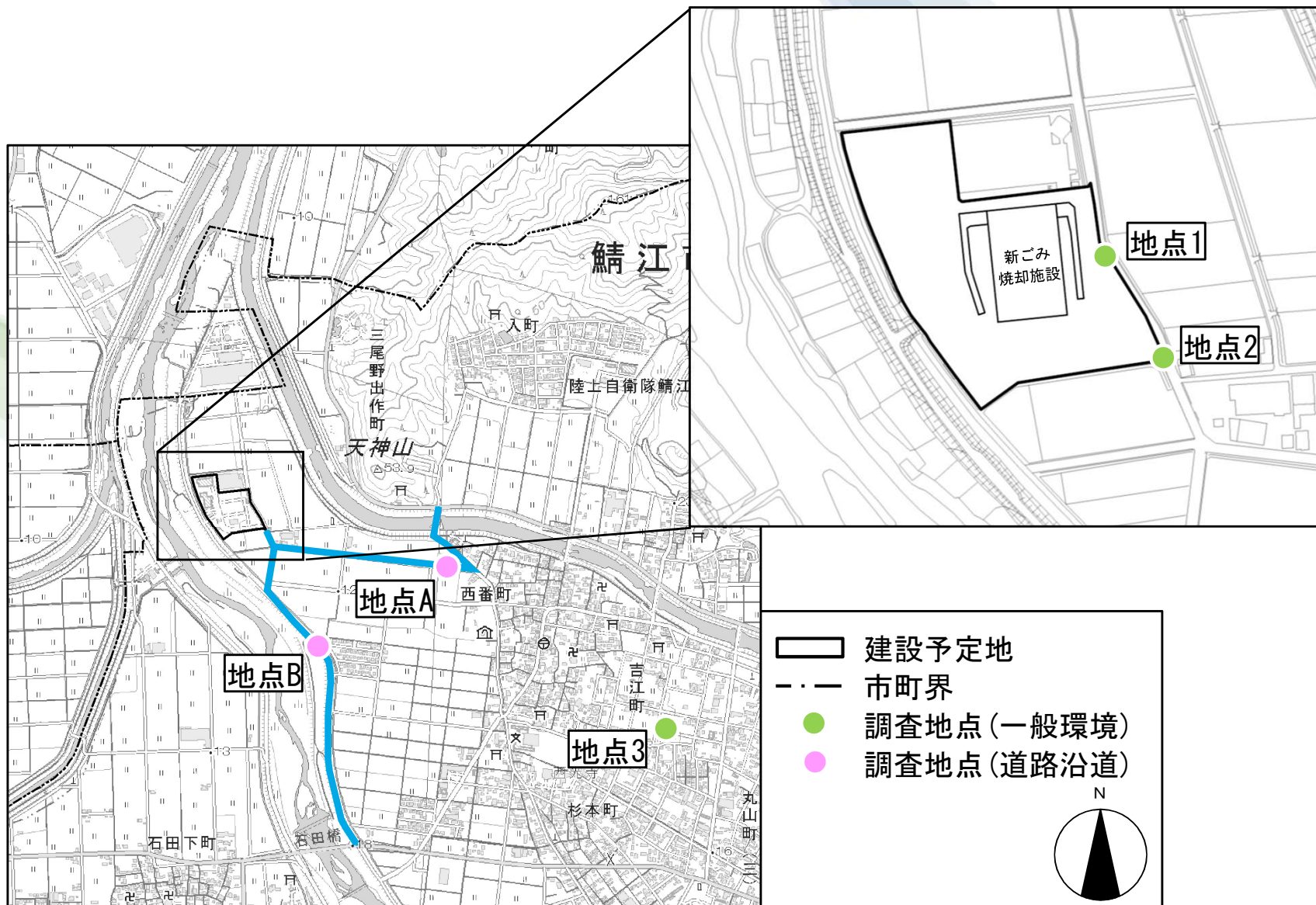
※2 日平均値の年間98%値: 年間値における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当する値。

日平均値の2%除外値: 1日平均値の測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外したうち、最も大きい測定値。

騒音、振動 調査結果

調査結果

すべての地点で環境基準値等以下となっていました。



騒音 予測結果

予測結果

すべての地点で、環境保全目標値以下となりました。

施設の稼働による影響

単位：デシベル

項目 地点	騒音（施設の稼働による影響）		
	昼間 （ごみ焼却施設と 粗大ごみ処理施設が稼働）	朝・夕・夜間 （ごみ焼却施設のみ稼働）	環境保全目標値
地点1（敷地境界北側）	50	49	昼間：60
地点2（敷地境界南側）	49	49	朝・夕・夜間：55
地点3（周辺）	24	24	昼間：60 夜間：50

廃棄物運搬車両の走行による影響

単位：デシベル

項目 地点	騒音（廃棄物運搬車両の走行による影響）		
	時間 区分※	予測騒音レベル	環境保全目標値
地点A（西番ふれあい会館）	昼間	65	65
地点B（西杉本公園付近）	昼間	59	

※ 時間区分（昼間）は、6～22時を示します。

振動 予測結果

予測結果

すべての地点で、環境保全目標値以下となりました。

施設の稼働による影響

単位：デシベル

項目 地点	振 動（施設の稼働による影響）		
	昼間 （ごみ焼却施設と 粗大ごみ処理施設が稼働）	朝・夕・夜間 （ごみ焼却施設のみ稼働）	環境保全目標値
地点1（敷地境界北側）	43	43	昼 間 : 60 夜 間 : 55
地点2（敷地境界南側）	36	36	
地点3（周辺）	30未満	30未満	昼 間 : 30未満 夜 間 : 30未満

廃棄物運搬車両の走行による影響

単位：デシベル

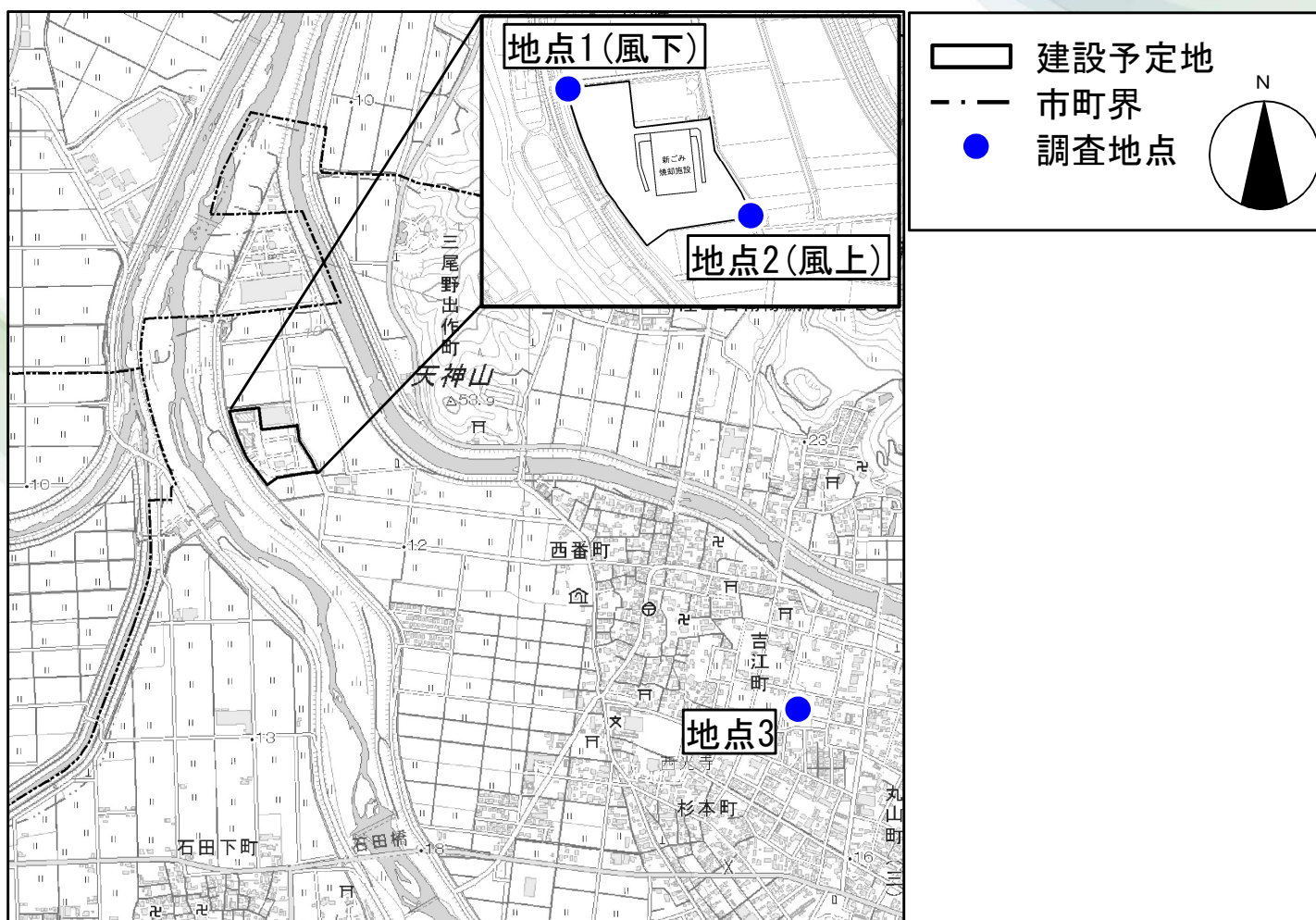
項目 地 点	振 動（廃棄物運搬車両の走行による影響）		
	時間 帯※	予測振動レベル	環境保全目標値
地点A（西番ふれあい会館）	9時台	34	65
地点B（西杉本公園付近）	8時台	35	

※ 一般交通に対して廃棄物運搬車両台数の比率が高く、振動レベルの増加量が最も大きくなる時間帯を示しています。

悪臭 調査結果

調査結果

特定悪臭物質については、いずれの地点も、すべての項目で参考として設定した基準（悪臭防止法に基づく規制基準）を下回っていました。また、臭気指数はいずれの地点も10未満でした。



悪臭 予測結果

施設からの悪臭の漏洩による影響

新ごみ焼却施設等では、「プラットホーム出入り口にはエアカーテンを設け、プラットホーム内の臭気の漏洩を防止する。」などの悪臭防止対策を講じる計画です。
また、類似施設（現クリーンセンター）の調査結果は、いずれの地点もすべての項目で環境保全目標値を下回っていました。

煙突排ガスの排出による影響

予測結果

アンモニア※、臭気指数ともに環境保全目標値以下となりました。

※ 排ガス処理工程においてアンモニアを噴霧することから、煙突排ガスとして排出される可能性があるため選定しています。

予測地点	最大着地濃度地点	環境保全目標値
アンモニア (ppm)	0.0044 (ダウンドラフト時)	1 以下
臭気指数	10未満	12以下

主な公害防止対策

大気質

ごみ焼却処理により発生する煙突排ガスについては、関係法令による排出基準と同等又はさらに厳しい自主基準値を設定し、これを遵守します。そのために、現時点で想定している新ごみ焼却施設の排ガス処理対策は、以下に示すとおりです。

◎適切な排ガス処理設備を設置(実績の多い安定した機器を導入)し、大気汚染物質の発生抑制を図ります。

◎廃棄物運搬車両等の走行においては、制限速度の遵守や急発進・急停止の防止等を指導します。

騒音 ・ 振動

◎低騒音、低振動型の機器を選定するほか、必要に応じて防音構造の室内に収納し、内壁に吸音材の施工、防振処理を施した独立基礎を用います。

◎廃棄物運搬車両等は、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速等の高負荷運転防止等のエコドライブを指導します。

悪臭

◎プラットフォーム出入り口にはエアカーテンを設け、プラットフォーム内の臭気の漏洩を防止します。

◎廃棄物運搬車両の洗車場を設けます。



③ 総合評価

総合評価

- ・ 各項目とも環境保全目標値を設定し、遵守するための公害防止対策を講じることにより、周辺環境への影響を可能な限り低減しているものと考えます。
- ・ 予測結果を環境基準や規制基準等といった生活環境の保全上の目標（環境保全目標値）と比較した結果、各項目とも環境保全目標値以下となると予測され、生活環境の保全上の目標との整合性も図られているものと考えます。